○中部地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千六百六十九号名古屋都市計画道路事業三・四・三百四十三号西今宿東条線

三　事業施行期間　自平成七年十月九日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年中部地方整備局告示第百五十号名古屋都市計画道路事業三・三・三百四十五号日光大橋西線

三　事業施行期間　自平成十三年十二月二十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新城市名号字大六一四番一から浜松市北区引佐町東黒田字桑一二番三まで	前	一一・七〇～一二一・〇〇メートル　一三・九九二キロメートル
	後	一一・七〇～一三八・〇〇メートル　一四・一四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十四号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
新城市名号字大六一四番一から浜松市北区引佐町東黒田字桑一一・七〇～一三八・〇〇メートル　一四・三〇五キロメートル	

四　指定する期日　平成二十四年三月二日

○中部地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十四号	新城市名号字大六一四番一から浜松市北区引佐町字ゴンメキ四三番一まで	中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月四日　十五時

○近畿地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第四百七十七号東部大阪都市計画下水道事業淀川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十七年建設省告示第四百七十七号、昭和五十八年建設省告示第七百四十一号、昭和六十三年建設省告示第三百二十五号及び平成十六年近畿地方整備局告示第八十一号の事業地のうち枚方市渚内野一丁目、渚内野二丁目、渚内野三丁目及び渚内野四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第千七百三十号大阪都市計画、東部大阪都市計画及び南部大阪都市計画下水道事業大和川下流西部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十五年十二月三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十五年建設省告示第千七百三十号、昭和四十八年建設省告示第千八十号、昭和五十三年建設省告示第九百九十六号、昭和五十八年建設省告示第七百四十三号、昭和五十九年建設省告示第千三百五十五号、昭和六十一年建設省告示第九百五十二号及び平成二年建設省告示第千三百八十九号の事業地のうち松原市天美西四丁目、天美西七丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし